

精華町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領

第1条（目的）

- 1 この要領は、精華町ふるさとづくり寄附金条例（平成20年条例第25条）の規定に基づく寄附金のうち、町外に居住する寄附者（法人その他の団体を除く。）からの寄附金に対し、お礼の意味を込めて寄附金額に応じた商品やサービス（以下、「返礼品」という。）を返礼品として贈呈することにより、「学研都市精華町」のPR及び関係人口の拡大、並びに観光振興及び地域経済の活性化を図るため、返礼品の提供に協力する事業者（以下、「返礼品提供事業者」という。）を募集することに関しての必要な事項を定めるものとする。

第2条（返礼品提供事業者の要件）

- 1 返礼品提供事業者は、次の各号の全てに適合していること。ただし、全ての要件に適合していても、町が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではない。
 - (1) 生産、製造、加工またはサービスの提供（販売・体験を含む。以下同様）を行う法人、その他の団体または個人事業者（以下「事業者」）で、町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、研究所、工場のいずれかがある事業者（以下「事業者等」という）、または、精華町広報キャラクター「京町セイカ」の意匠等を用いたグッズ等で、町が認めたものを製造・販売している事業者等、または、精華町に縁があり、精華町のPRや地域ブランドの向上、産業振興、観光振興に寄与すると町が認めた事業者等。
 - (2) 生産、製造、販売に関する法令等を遵守し、酒類等許認可を有するものにあつては、申込みの時点で許認可を得ていること。かつ、それに関する書類等の整備、保存を行っており、求めに応じて提示することができること。
 - (3) 生産物賠償責任保険等に参加し、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできるもの（ただし、生鮮品については、この限りでない。）
 - (4) 返礼品の提供にかかる問い合わせ、苦情、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む）等に対して、責任・誠意をもって対応し、また、その対応等について、町へ報告すること。
 - (5) 返礼品提供開始前及び提供開始後も、町が適正な事業実施を確保するために調査は確認等を行う場合、返礼品提供事業者は応じる義務があること。
 - (6) 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、インターネットに接続されたパソコンを有し、本町および町がポータルサイトへの寄附にかかる業務を委託する事業者（以下「ふるさと納税ポータルサイト業務受託事業者」という。）が提供するシステムを利用した受発注管理が可能であること。
 - (7) 町税の滞納が無いこと。

- (8) 精華町個人情報保護条例（平成 16 年条例第 4 号）及び関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。
- (9) 事業者の役員等が、精華町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 30 号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

第 3 条（返礼品の要件）

- 1 返礼品の対象となる商品または役務（サービス）は、前条の要件を満たす事業者が生産、製造、加工または役務の提供を行っている加工食品、生鮮食品、工芸品等であり、次の各号の全てに適合していること。ただし、要件に適合していても、町が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではない。

【共通】

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日付け総務省告示 179 号にて定められた地場産品基準を満たすものであること。
- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めること。
- (3) 業として生産しているもの又はされたものであって、個人の趣味、特技により私的に作成したものではないこと。また、当該物品又はサービス以外に別途途中で購入することが前提となっている物品又はサービスでないこと。
- (4) キャラクター等を使用する場合は、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- (5) 公序良俗に反しないものであること。
- (6) 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。
- (7) 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。

【物品】

- (1) 宅配業者により配送が可能な商品等であること。
- (2) 配送の衝撃等を考慮し、一定の耐久性を備えたもの又はそれを考慮した配を手配すること。

【食料品】

- (1) 飲食物の場合は、寄付者へ到着後に必要十分な賞味期限または消費期限（概ね 1 週間以上）が確保されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）については、この限りでないが、商品が適切に寄付者の手元に届くよう配慮すること。また、運搬にあたっては食品衛生法等に基づき、運搬方法等に留意すること。
- (2) アレルギー表示義務のある食品の場合、特定原材料 8 品目（えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ））は表示を徹底すること。特定原材料に準ずるもの全てについて表示していることが望ましい。
- (3) 栄養成分表示の義務のある食品について、「熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・ナトリウム（食塩相当量に換算したもの）」の 5 項目に関する表示を行うこと。

【役務】

- (1) 利用にあたっての申請方法等が確立しており、寄附者との連絡・調整を行う体制が整っており、安全性への配慮が十分なされたものであること。
- (2) 役務（サービス）の提供にあたっては、当該業務（サービス）に係る利用券等（電子利用券やメール等を含む。）を発行し、事前に利用日を指定しないものについては、有効期限を示すこと。また、利用券には記名または通し番号を付記する等、転売の防止措置を施し、指定のサービス内容以外及び本町外では利用不可となる措置を講じること。
- (3) 体験型返礼品の場合は地域の魅力を十分に体感できるものとし、体験者が傷害保険等の任意保険に加入することとするなど、安全に最大限の配慮をすること。
- (4) 天候等、寄附者の責めに帰すことのできない理由で役務の提供ができない場合は、代替日等を設定するよう努めること。

【その他】

- (1) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、町は一切の責任を負わず、返礼品提供事業者の責任において処理を行うものとする。また、品質等による保証については、返礼品提供事業者が行うこと。
- (2) 返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、返礼品提供事業者は真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について速やかに町へ報告すること。
- (3) 食品衛生法、食品表示法等の関係法令を遵守し、酒類・生鮮食品等提供にあたり許認可を要するものにあつては、事業者の責任において、その許認可を得ていること。また、町が調査・確認を求めた場合は応じる義務があること。
- (4) 食品表示法や食品衛生法において遵守すべき事項が記載された書類等を整備し、保存をする義務があること。また、町が提示を求めた場合は応じる義務があること。
- (5) 食品衛生法、食品表示法等違反のため契約不履行となり町に損害が生じた場合、町は損害買収を請求することがある。
- (6) 本町が求める場合に返礼品のサンプルを提供できること。なお、役務（サービス）の場合は、現場での確認ができること（原則として無償提供）。
- (7) 返礼品提供事業者は、返礼品発送時に自社商品等のパンフレットやチラシ等を同封することができる。ただし、同封するパンフレットやチラシ等の数量は、返礼品商品のみを発送する場合と送料が変動しない範囲とする。

第4条（返礼品代金及び寄付金額）

- 1 返礼品代金は、返礼品本体の価格や梱包に要する経費及び消費税並びに地方消費税をふくむこととする。
- 2 寄付金額については、返礼品代金が寄付金額の3割以下の範囲内となるよう、本町が個別に定めることとし、異議は受け付けない。なお、寄付金額は1千円以上とし、千円単位で設定する。

第5条（「特設サイト」の返礼品）

- 1 返礼品の交換の方法を以下のとおり定める。
 - (1) 寄付者への贈呈は、町が寄付者に発行するポイントの特設サイト上で交換する形式により行う。
 - (2) ポイントは、第4条第2項で定めた寄付額に0.3を乗じて発行する。
- 2 発送方法を以下のとおり定める。
 - (1) 発送依頼は、『出荷依頼管理システム レジホーム』を介して行う。
 - (2) 発注メールが届いたら、システムにログインし、原則2週間以内に寄付者へ発送すること。
 - (3) 寄付者から日付指定や時間指定がある場合には、誠意をもって対応すること。
 - (4) 生鮮品については、返礼品の発送希望日等を事前に確認・調整等を行うなどして、鮮度を保った状態で適切に寄付者に届けること。
 - (4) 発送後は速やかにシステムに発送方法及び発送番号を入力し、発送状態が「到着」となるか確認すること。
 - (5) 返礼品の到着を確認した後は、概ね1ヶ月以内に返礼品代金を請求すること。送料の請求を伴う場合は、送料の金額が分かる資料を添付すること。

第6条（「ポータルサイト」の返礼品）

- 1 本町が契約するふるさと納税ポータルサイトに返礼品の掲載を希望する場合は、ふるさと納税ポータルサイト業務受託事業者である「株式会社さとふる」との間で、返礼品提供に係る契約を両者間で締結し、その契約内容を確実に履行すること。

第7条（返礼品提供事業者及び返礼品の登録申込方法）

- 1 精華町ふるさと納税返礼品提供事業者申込書（別紙様式第1号）、誓約書兼同意書（別紙様式第2号）及び精華町ふるさと納税返礼品応募申請書（別紙様式第3号）に必要事項を記入し、返礼品の画像データ（必須）及び事業所の画像データ（任意）に、返礼品提供事業者及び返礼品の概要が分かる資料等（パンフレット、サンプルなど）を添えて、町に申請すること。なお、申請書の作成及び提出等に要する費用は申請者が負担するとし、提出物は原則として返却しない。
- 2 町に提出する写真データ等について、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。
- 3 平成31年4月1日付け総務省告示179号にて定められた地場産品基準などに基づき申請内容を総合的に判断した後、総務省に申請し承認された場合、申請事業者はその結果を報告する。サイトへの掲載スケジュールや掲載順などのサイトの運営に関しては町またはふるさと納税ポータルサイト行う受託事業者に一任すること。
- 4 返礼品提供事業者及び返礼品として承認された後は、次の各号に該当する場合、精華町ふるさと納税登録変更依頼書（別紙様式第4号）等により、速やかに町に届出をすること。
 - (1) 事業者の名称、所在地、代表者名、返礼品の内容等に変更が生じたとき
 - (2) 返礼品の発送に遅延が生じたとき

- (3) 返礼品が販売中止または終了となる恐れが生じたとき
 - (4) 返礼品の品質及び発送過程で事故等の問題が生じたとき
 - (5) その他、申請内容に変更が生じたとき
- 5 申請期間は随時とする。ただし、町の判断で停止することがある。
- 6 返礼品の登録期間は、精華町の直近の指定対象期間とする。

第8条（返礼品提供事業者及び返礼品の登録取消）

- 1 町は、登録された返礼品提供事業者または返礼品が次の各号のいずれかに該当する恐れがある場合は、町は通知等することなく、返礼品の掲載を一時中止することとする。また、次の各号のいずれかに該当する場合は、町は通知等することなく、返礼品提供事業者または返礼品の承認を取り消すものとする。
- (1) 第2条または第3条に定める要件に適合しなくなったと認める場合
 - (2) 申請内容に虚偽があった場合
 - (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱、解釈の変更等により返礼品として相応しくないと判断した時又は総務省からの疑義照会が行われたとき。
 - (4) 返礼品の品質、役務等の内容について寄附者からクレームが寄せられ提供事業者の責任が重いと町が判断したとき、クレームが寄せられるにもかかわらず何ら対策を講じようとしないうとき、町及びふるさと納税ポータルサイト業務受託事業者からの改善要求等に従わないとき、又は同様のクレームが度重なるとき。
 - (5) 町又は寄附者に損害を及ぼしたとき又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき又はふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。
 - (6) 提供事業者が本事業の実施に非協力的で、本事業の遂行に支障を来すと町が判断したとき
 - (7) 提供事業者が町に掲載を中止又は、返礼品としての取扱の中止を申し出たとき。
 - (8) 返礼品の生産・製造若しくは販売が廃止又は中止されたとき。
 - (9) 登録内容に変更があったにもかかわらず、その報告がなされていないとき
 - (10) 返礼品の本質等により、町のイメージを損なう等の事態を生じさせたとき又はその恐れがあるとき

第9条（個人情報情報の取扱い）

- 1 個人情報情報の取扱いについては、精華町個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。返礼品の発送のために、提供事業者へ配送先の住所や電話番号等の個人情報情報を提供するが、提供情報は返礼品の発送のためだけに利用することとし、提供事業者作成したダイレクトメールの送付など、返礼品の発送以外に利用することはできない。
- 2 返礼品の発送に際して同梱したパンフレット等により、改めて寄附者から提供事業者への直接申込み等で入手した個人情報情報は、提供事業者が独自に取得した個人情報となるため、ダイレクトメールの送付等に利用しても良いが、提供事業者において適切に管理すること。

第10条（その他）

- 1 返礼品提供事業者は、返礼品提供事業者及び返礼品の登録に係る権利及び義務を、第三者に譲渡し、または継承してはならない。
- 2 総務省に承認された商品のみが地場産品として返礼品となる。
- 3 町は、総務省告示に定められた基準を遵守するため、返礼品に係る寄付金額、掲載時期、掲載品目、掲載順序等を決定及び変更するものとする。
- 4 ふるさと納税制度及び返礼品等の地場産品基準等について、総務省による変更等があった場合には、変更に従うものとする。
- 5 登録された返礼品については、寄付者からの希望に応じて贈呈するものであり、町が返礼品提供事業者に対して発注数量の保証をするものではない。
- 6 町が、ふるさと納税の広報をする際に、パンフレットやウェブサイト等に返礼品等の画像、商品名、返礼品提供事業者等を掲載する場合がある。
- 7 町の行う返礼品等の広報については、寄付者からの申込状況等に基づき、掲載する品目及び掲載順序等を町が任意に定めるものとする。
- 8 町は、ふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じて返礼品提供事業者に返礼品見本の提供を依頼することができる。
- 9 本要領に疑義が生じた場合、または定めのない事項については、町との協議により解決するものとする。

第11条（問い合わせ・書類提出先）

- 1 第7条に記載の申請書類等の提出先及び、返礼品に関する問い合わせは以下とする。

事業部 商工推進室

〒619-0285

京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70 番地

電話：0774-34-0234 FAX：0774-95-3973

E-mail：shoukou@town.seika.lg.jp

- 2 第5条に記載の請求書の提出先及び、請求に関する問い合わせ先は以下とする。

総務部 財政課

〒619-0285

京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70 番地

電話：0774-95-1914 FAX：0774-93-2233

E-mail：zaisei@town.seika.lg.jp

附則

この要領は令和6年10月1日から施行する。